

平成27年度第1回清掃審議会

会議録

平成27年8月4日（火）午前10時開会

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 405会議室

平成27年度 第1回清掃審議会会議録

日時 平成27年8月4日（火）

午前10時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 405会議室

- 出席委員 松原会長、山賀副会長、柴田委員、伊井委員、飯島委員、高橋まゆみ委員、中澤委員、星島委員、松原将委員、八子委員、山戸委員
- 欠席委員 菊野委員、高橋若菜委員、渡邊委員、石井委員
- 事務局 中澤環境部長、塚本廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
本望廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

- 新井田廃棄物政策課長補佐（開会挨拶）

2. 資料の確認等

- 新井田廃棄物政策課長補佐（資料の確認）

本日は、本年度最初の審議会となりますので、環境部長の中澤よりご挨拶申し上げます。

- 中澤環境部長：おはようございます。本日は、ご多用の中、またお暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

昨年度は、審議会を計6回開催させていただきました。一点は、ごみ処理手数料収入による市民還元事業についてご検討いただき、検証のとりまとめをいただきました。もう一点は、下水道整備の進展に伴いまして、し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方について諮問させていただき、答申をいただきました。後ほど担当課長から説明いたしますが、どちらも審議会からの意見・答申に基づき、事業を進めているところでございます。今後も、審議会よりいろいろご意見等を頂戴したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

廃棄物行政は、市民生活に直結している必要不可欠なものです。一方では市の財政負担は非常に大きいものがございます。ある試算では、ごみを1人1日1グラム減らしていただくことにより、年間約500万円の経費が削減できるという話もございます。現在は、プラマーク容器包装等の分別収集・処理に係る費用のすべてを市が負担しています。当市が参加している全国組織の協議会では、ごみ処理に関する国の支援を求めることや、大型家電の処理方式のように生産者から一定程度のごみ処理経費を負担していただくことを要望しています。

さて、環境省の調査によりますと、当市のリサイクル率は人口50万人以上の都市では千葉市に次いで第2位です。市民の皆様の意識が高まってきておりますので、今後ごみの減量・リサイクルを一層進めていきたいと考えています。

単にこれまでの廃棄物行政の延長線上にすることだけではなく、常に新たな取り組みを意識しております。生ごみ減量対策として、家庭から出される生ごみを直売所等に設置している生ごみ処理機に持ち込んでいただき、作られた堆肥は農地に還元し農産物を生産するという地域の中で

の循環を目指した取り組みを拡大しています。また、家庭でも手軽に取り組める段ボールを利用したコンポストについて、秋からの実施を考えております。

さまざまな取り組みを行い市民の皆様の共感を得て、目的をはっきりと共有しながら、今後もごみの減量・リサイクルを推進していきたいと考えていますので、委員の皆様からご意見等をいただければ幸いです。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

3. 議事

■今後の清掃審議会の予定について

事務局説明

- 松原会長：おはようございます。今ほど部長あいさつでありましたとおり、昨年度は皆様から活発なご審議をいただいたことにより、新潟市の環境行政は大変前進しております。本年度もよろしく申し上げます。

それでは、議事を進行させていただきます。議題（1）今後の清掃審議会の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

- 塚本廃棄物政策課長：おはようございます。本年4月から廃棄物政策課長になりました塚本でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

説明させていただきます。**資料1**をご覧ください。今後の清掃審議会の予定でございます。本年度の審議事項及び日程につきましては、4月に委員の皆様にお知らせしているところでございますが、来年度に一般廃棄物処理計画の中間見直しを行うことから、今後の予定について若干ご説明させていただきます。

本年度の重要事項といたしまして、災害廃棄物処理計画の策定がございます。国の災害廃棄物対策指針が平成26年3月に改定されたことを踏まえ、災害時における迅速な廃棄物対策を実行できるよう、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定するものでございます。詳細につきましては、議題（4）でご説明させていただきます。

また、一般廃棄物処理計画の見直しにつきましては、中間目標年度となる平成28年度にこれまでの実施施策の点検や課題の整理を進めながら、平成31年度までの施策展開の方向性についてご審議いただく予定でございます。詳細は、**資料2**でご説明させていただきます。

次に、ごみ処理手数料収入による市民還元事業の実施状況につきましては、手数料収入の使途の透明性を図るため、平成26年度決算などについてご報告させていただく予定です。

続きまして、**資料2**をご覧ください。「一般廃棄物処理基本計画」平成28年度における中間見直しについてです。平成20年6月から始まりました新ごみ減量制度の実施により、平成19年6月に策定した前計画の目標値を前倒しで達成することができたことから、中間目標年度であった平成23年度に計画の全面改定を行いました。当審議会における審議を踏まえ、平成24年2月に現在の計画を策定させていただきました。新しい計画では、新ごみ減量制度の成果を踏まえ、3Rのうち、特にごみの発生抑制（リデュース）に力点を置きながら、さらなるごみの減量と資源化を推進することとし、この考え方に基づき各種施策を展開してまいりました。

今後の予定ですが、今年度は現計画に基づく各種施策の進捗状況について関係各課に照会し、

その結果をもとに平成28年度の中間見直しに向けた課題の整理と検討を行います。審議会には、平成28年2月を目途としまして経過を報告させていただき、平成28年6月から12月にかけて中間見直しのご審議をいただく予定です。

なお、現計画の期間は平成24年度から平成31年度までの8年間です。計画を着実に実行するため平成24年度から27年度までの短期計画期間と、平成31年度までの長期計画期間に分けています。平成28年度は中間目標年度でございますので、施策の状況を踏まえ中間見直しとして、実施施策の点検や課題の整理、新たな目標の検討を行うものです。

今後の予定や計画期間については、表に記載のとおりでございますので、お読みいただければと思います。

以上で議題（1）今後の清掃審議会の予定についての説明を終わらせていただきます。

■今後の清掃審議会の予定について

質疑・応答

- 松原会長：ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問ありますでしょうか。

<なし>

■近年のごみ量の推移等について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題（2）近年のごみ量の推移等について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：資料3をご覧ください。近年のごみ量推移についてご説明させていただきます。

まず、左側の各年度における家庭系のごみ、事業系のごみの排出量の推移を棒グラフにしています。左上のグラフ1が家庭系のごみ排出量の推移、左下のグラフ2が事業系のごみの量の推移です。

家庭系につきましては、平成20年6月の新ごみ減量制度の開始以降、市民の皆様のご協力によりごみと資源の分別が進んだ結果、制度開始前の平成19年度に比較いたしまして約3割減量しており、近年はほぼ横ばいで推移しているところでございます。平成26年度の家庭系ごみ排出量は、収集ごみが13万7,443トン（棒グラフ青色）、直搬ごみが1万196トン（棒グラフピンク色）、資源物が4万4,499トン（棒グラフ黄色）、集団・拠点回収が3万1,814トン（棒グラフ緑色）、総量で22万3,952トンであり、前年度と比較し約1.3%の減少となりました。家庭から施設へ直接搬入されるごみは、前年度と比較し4.8%の増加となりました。要因といたしましては、ごみ処理施設への自己搬入地域制限の撤廃が考えられます。ごみを搬入できる搬入施設が増えたことにより利便性が高まったこと、またそれに伴う広報により、直接搬入できることが市民に周知されたことが増加につながったと考えております。

赤色の折れ線グラフは、各年度における1人1日あたりのごみ量です。平成26年度は499

グラムとなり、平成25年度から2グラム減少となりました。

平成26年度家庭系ごみ減量に関する主な取り組みといたしましては、情報紙サイチョプレス
の発行、ごみ減量検定、啓発事業などを実施したほか、ごみに関するさまざまな情報を手軽に入手
できるよう、スマートフォン等で利用できるごみ分別アプリを平成27年3月に公開しました。
また、使用済小型家電の回収拠点を増設し、市民の利便性向上を図ったところでございます。詳細は、議題(3)で説明させていただきます。

次に、グラフ2の事業系ごみ排出量の推移でございます。平成26年度の事業系ごみ排出量は、
許可ごみが8万166トン(棒グラフピンク色)、直搬ごみが2,795トン(棒グラフ緑色)、
公共ごみが3,624トン(棒グラフ黄色)、資源ごみが750トン(棒グラフ水色)であり、
総量は8万7,335トンとなりました。純粋に事業所から排出されたごみは、許可ごみ8万1
66トンと直搬ごみ2,795トンの合計8万2,961トンとなります。前年度と比較し2.
4%減少となりました。

平成26年度の事業系ごみの主な取り組みといたしまして、市で受け入れる事業系ごみのルー
ルや資源化できる事業系のごみのリサイクル方法を明確にした「事業系廃棄物処理ガイドライン」
を作成し、排出事業者、許可業者の皆様へ周知を行いました。また、ごみ処理施設による展開検
査を実施し、古紙などの資源物や、水銀・鉛などの廃棄物の混入防止に努めたところでございま
す。新しい事業系廃棄物処理ガイドラインに基づく資源物等の搬入禁止措置は平成27年4月に
本格実施されましたので、今後の推移を注視してまいります。

次に、グラフ3の家庭系ごみ排出量の推移(平成27年度速報値)でございます。平成25年
度から平成27年度の各月のごみ量を示しています。赤い折れ線が平成27年度速報値になりま
す。▲(三角)の折れ線グラフはごみ量を示しており、直近の6月は1万2,243トンとな
っております。●(丸)の折れ線グラフは資源量を示しており、直近の6月は4,240トンとな
っております。

棒グラフは、各月におきます1人1日あたりのごみ量を示しています。平成25年度(青色)、
平成26年度(黄色)、平成27年度(ピンク色)となっており、直近の平成27年6月は50
6グラムとなっております。平成27年度のごみ量、資源量、1人1日あたりのごみ量でござい
ますが、4月、5月は前年度同月と比較し減少しましたが、6月は若干増加しました。これは、
昨年度より収集日が1日多いことが影響していると考えております。

今後も各種施策の展開や広報紙による周知により、ごみ減量とリサイクル推進を図ってまいり
ます。

次に、リサイクル率でございます。リサイクル率は、ごみの総量のうち、どのくらいの量がリ
サイクルされたかを示しているものです。平成26年度のリサイクル率は27.9%となり、前
年度と比較し0.7ポイント増加いたしました。ごみ集積場での資源物の収集量や集団・拠点回
収は前年度と比較し減少したものの、新田清掃センターのスラグを埋立地の覆土材として活用し
たことがリサイクル率を押し上げました。

平成26年度の家庭系ごみ量、事業系ごみ量の詳細については資料の右下の枠内に記載してい
ますので、ご確認ください。

次に、**資料3参考資料**政令市における平成25年度の1人1日あたりのごみ量を比較したもの
です。環境省が毎年行っております一般廃棄物処理実態調査の結果に基づくものであり、全国で

20ある政令市のうち、1人1日あたりのごみ量が少ない順に一覧にしたものです。注釈に記載してございますが、ここでの1人1日あたりのごみ量は、ごみのほか、資源物、集団・拠点回収や事業系一般廃棄物を含んだものとなっております。**資料3**の1人1日あたりのごみ量とは算出方法が違いますので、ご注意ください。

新潟市の1人1日あたりのごみ量は1,075グラム、政令市の中では14番目です。リサイクル率は27.2%であり、千葉市の32.3%に次いで高い率となっております。家庭系ごみの10種13分別によりまして、ごみと資源の分別が進んだ結果でございまして、とりわけ他都市では行われていない枝葉・草の資源化がリサイクル率を上げているものと考えております。

以上で、議題（2）近年のごみ量の推移等についてご説明を終わります。

■近年のごみ量の推移等について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明について、ご質問等がありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：**資料3参考資料**について説明いただきました。私は総人口、ごみの総排出量、合計のデータ、そして順位と資料を見ておりました。新潟市の人口は静岡県浜松市と近似しています。新潟市のリサイクル率が政令市の中で第2位である理由として、枝葉・草の分別収集がリサイクル率を押し上げているとの説明がありました。千葉市は、総人口が新潟市より多いにもかかわらず、1人1日あたりのごみ量に新潟市と大きな差はないと思われまます。しかし、千葉市のリサイクル率は新潟市よりもさらに高くなっています。考えられる要因は何でしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：千葉市のリサイクル率が高い要因についてですが、古紙類の拠点回収で家庭系とともに、事業系の古紙類も回収の対象としていることが分かりました。新潟市の古紙類の拠点回収は家庭系のみであり、事業系は対象としていません。よって、他都市では行われていない事業系の古紙類の拠点回収が、リサイクル率を押し上げている要因の一つと考えられます。
- 八子委員：古紙類だけで、リサイクル率がこれほど違うということですか。
- 塚本廃棄物政策課長：他都市と比較して何が違うのかを調べますと、事業系の古紙類の拠点回収を行っていることがリサイクル率を押し上げていると推測されます。
- 松原会長：新潟市は、枝葉・草の分別収集によりリサイクル率が高くなっています。一方で、枝葉・草の分別収集を行っていることが他都市よりも1人1日あたりのごみ量を押し上げていると考えることができるでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長：リサイクル率は、ごみの総量のうちどれくらいの量がリサイクルされたかによって計算されます。リサイクルされた量は総量（分母）とリサイクル量（分子）の両建てとなるため、ご指摘の部分は一理あると考えます。
- 松原会長：他にありますか。八子委員。
- 八子委員：**資料3**で家庭系のごみ量の推移が記載されており、リサイクル率も高いと説明がありました。現在、政府で空き家対策が進められており、そのような不動産の課税率が上がると聞いています。今まで税率が低かったものが、今後はおよそ倍の税率になるとのことです。人口減少により、私の住んでいる地域でも空き家がかかり見受けられるようになってきています。今後、課税

率が上がることになると家屋の取り壊しが多くなってくれることが想定されますが、ごみ量が増えるなどの影響はないでしょうか。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：空き家対策に関しての法律が制定されました。これまでは家屋を解体し更地にすると固定資産税の減免がなくなるため、家屋を取り壊さない場合が多かったところですが、今後は取り壊しが増えるかもしれません。空き家は周辺の住民の皆さんにとって、防犯、防災の面で危険な場合があることから、市の別の部門で対策を進めているところです。委員が発言された家屋の取り壊しについては建設業者が行うものであることから、事業活動に伴う産業廃棄物となります。一般家庭のごみとして出されるものではないことから影響はありません。

■廃棄物関連施策の進捗状況について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題（３）廃棄物関連施策の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：資料4をご覧ください。先ほど部長あいさつにございました、ごみ処理手数料の市民還元事業につきまして、平成27年度の予算状況を説明させていただきます。

昨年度、委員の皆様には、市民還元事業の検証の取りまとめに関してご審議いただき、誠にありがとうございました。

まず、平成27年度の市民還元事業は、歳入のごみ処理手数料収入から歳出の指定袋作成等経費を引いた額で、合計欄に記載のとおり5億8,739万円を見込んでいます。引き続き、循環型社会促進策、地球温暖化対策や地域活動支援策に充てることにより、市民に還元することといたしております。

なお、昨年度に皆様から検証いただいた結果を反映した事業は、太線の枠で囲んでいる事業でございます。具体的には、前年度市民還元事業でございました、（１）分別意識の向上と啓発の使用済小型家電の回収、（６）ごみ集積場持ち去り防止対策、（１１）バイオマス利活用の菜の花プランについて、事業は継続するものの、平成27年度からは市民還元事業としないことといたしております。

また、（７）古紙資源化の一層の推進につきましては、平成26年度から秋葉区で実施しているコミュニティ協議会が集団資源回収団体となるモデル事業を推進し、行政回収から集団資源回収への拡大を図ることになっております。なお、予算額が前年度に比べ減っている理由は、当市における古紙回収量の見込みが減少しているものでございます。

さらに、検証で市民要望の一番高かった（１３）防犯灯設置補助金につきましては、設置灯数を1万灯から1万1,000灯に拡充してございます。

次に、資料5ごみ分別アプリの概要についてです。平成20年に現在のごみ分別制度を開始しまして今年度で約7年が経過しますが、いまだに分別に関するお問い合わせを多くいただいております。また、若年層のごみ分別に対する関心・理解度が低いということが課題となっております。このようなことから、ごみに関するさまざまな情報を手軽に入手できるよう、スマートフォン等で利用できるごみ分別アプリを開発し、平成27年3月に公開いたしました。

主な機能といたしましては、(1) ごみ分別に関する単語検索機能、(2) ごみ収集カレンダーの表示機能、(3) ごみの分け方・出し方解説機能、(4) ごみ出しお知らせアラーム設定機能を搭載してございます。

平成27年3月に配信を始め、6月末で6,358ダウンロードされてございます。ごみの分別の確認ができ便利であるという声をいただいています。今後は、市報への掲載、説明会等で周知を図り、より多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。

また、よりよいアプリとなるよう、今年度9月末に現機能をバージョンアップし、ごみ・資源を直接搬入できるごみ処理施設等を地図上で確認できる機能を設ける予定です。また、今年度中には資源物、古紙、古布・古着、小型家電等の回収拠点の場所を地図情報で確認できるような機能を追加する予定でございます。

続きまして、**資料6**マイボトルキャンペーンについてです。マイボトルキャンペーンでは、マイボトルの普及を通じ使い捨て容器の削減を図ることで、3Rのうち最も優先順位の高いリデュース（ごみの発生抑制）意識の定着を図る一環として実施し、4年目となります。

今年度は、にいがた未来ポイントと連携いたしまして、今年7月から来年6月30日までを期間として「3Rシティにいがた マイボトルキャンペーン2015-16」とし、通年事業としました。

にいがた未来ポイントとの連携では、マイボトルキャンペーンに参加いただいていたスタンプ5個を1口とし、スタンプがたまったはがき、バスICカードリ्यूーと、もしくは、おサイフケータイ対応携帯端末を区役所にお持ちいただきますと、にいがた未来ポイントを付与するものがございます。これまでどおりのスタンプラリーも行っており、抽選で地産地消品やオリジナルエコグッズが当たることから、年齢層に偏りなく、多くの方に参加していただけるものと考えております。

今年度は、マイボトルに飲み物を提供する店舗やマイボトルを販売している店舗、合計181店舗からご協力をいただいているところです。店舗名やサービスが掲載されたマイボトルライフガイドを市の施設やキャンペーン参加店で配布しているほか、各種の広報で周知を図ってまいります。マイボトルキャンペーンをきっかけにマイボトルを利用する方が増え、市民、事業者の双方のごみ減量意識が高まるよう、引き続き事業を実施してまいります。

続きまして、**資料7**使用済小型家電の回収・処理事業でございます。平成26年度の回収実績は、17.4トンでした。前年度と比較し1.4トン減少しましたが、継続的に市民の排出もあり、一定の成果は出ているものと考えております。

回収拠点数については、平成26年度は43カ所でしたが、平成27年6月から52カ所に増設し、排出機会を増やす環境を整えました。

また、市内を2つのエリアに分け、一方を民間リサイクル業者、もう一方を障がい者団体に回収・処理を行っていただいております。小型家電の選別・分別作業は障がい者の就業訓練となっており、資源回収だけでなく、障がい者雇用にも一定の寄与をしているところでございます。障がい者団体が小型家電の選別・分解にかかわる事例は全国的にも珍しいことから、市の取り組みは全国的にも注目されているところです。

次に、**資料8**生ごみの減量対策の進捗状況についてです。燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量・資源化については、ここ数年取り組みを強化しておりますので、生ごみ減量対策の実施

状況についてご説明させていただきます。

2 (1) 生ごみ減量推進事業でございます。市民一人ひとりが自分のライフスタイルに合った方法で生ごみ減量を進められるよう、水切り講座などの各種講座を開催するとともに、減量方法を紹介するマンガ版ガイドブックを出前講座やイベント等で配布しました。平成26年度は、新たに生ごみ減量のDVDを作成したところです。生ごみの減量方法を映像でわかりやすく紹介することで、取り組みのきっかけになればと考えております。DVDは、図書館等での貸し出しや講座・研修会等で活用しています。

次に、(2) 乾燥生ごみ拠点回収事業です。電動生ごみ処理機の普及を図るため、市内10カ所の拠点で乾燥生ごみを回収、舞平清掃センターで堆肥化を行っております。平成24年度に回収拠点と景品の見直しを行った結果、年々回収量が増加し、平成26年度は3,878キログラムが回収され、前年度実績を上回りました。

次に、(3) 地域における生ごみ堆肥化支援事業です。この事業は、平成24年度より江南区亀田地区の農産物直売所よりご協力いただき、市民が持ち込む半乾燥させた生ごみを直売所に設置している生ごみ処理機で堆肥化し、できた堆肥は地域の農家に使用してもらうモデル事業を行っております。平成27年7月現在の会員数は74名です。

平成27年度からは食品リサイクル地域活動支援事業として、事業内容を強化しました。7月から生ごみ処理機を設置する拠点を2ヶ所(南区と西蒲区)増設し、地域の堆肥化活動を支援する循環ループを拡大いたしました。今後も会員数、収集量を増やすため、区役所だよりやサイチョプレス等による広報を努めてまいります。

次に、(3) ②段ボールコンポストの普及では、段ボールコンポストの減額販売や講習会の開催を予定しています。現在、モニターの皆様に試作品の使用状況や報告書の提出についてご協力をいただいております。モニターの皆様のご意見を踏まえまして、市オリジナルの段ボールコンポストを製作して、10月から販売することを目指しております。

次に、(4) 学校給食残さの飼料化・堆肥化です。国が平成26年10月に示した「今後の食品リサイクル制度のあり方について」では、再生利用方法の優先順位としまして、①飼料化、②肥料化、③メタン化等のエネルギー利用となっています。

市では、学校給食で発生した調理残さや食べ残しを飼料化・堆肥化しております。飼料化では、学校給食残さを養豚業者に引き取ってもらい飼料化するもので、平成27年4月からは学校給食センター4カ所(秋葉区・南区・西区・西蒲区で各1カ所)に増やしたところです。

堆肥化につきましては、これまで同様、舞平処理センターと民間施設で行っており、食品廃棄物が循環的に利用されるよう取り組んでいます。

○ 佐藤廃棄物対策課長：廃棄物対策課の主な施策につきまして説明いたします。

項目としましては、昨年度ご審議いただきました、し尿・浄化槽汚泥の収集に関する合理化事業計画の進捗状況、事業系ごみ対策、古紙集団回収モデル事業及び燃やすごみ指定袋の4項目です。

初めに、し尿・浄化槽汚泥収集に関する合理化事業計画についての進捗状況になります。口頭で説明させていただきます。昨年度の清掃審議会で、し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方としてご審議をいただき、11月には、「収集業者自らが経営の合理化を図る」、「市は合理化事業計画を策定するなど支援措置を実施する」という内容の答申をいただきました。

収集業者は、自ら経営の合理化を図り、し尿・浄化槽汚泥を適正に処理することを目的に昨年8月、一般社団法人新潟市環境整備推進機構を設立しました。収集業者の代表である推進機構とは、答申後の12月からおおむね月1回のペースで意見交換会を開催し、これまでに計6回開催してまいりました。その中で、平成27年度中の合理化事業計画の策定を希望しているという意見のほか、収集業者の統合に係ることについて、し尿の収集に必要となる車両台数の算定、収集業者を支援するための代替業務など、合理化事業計画に盛り込むべき項目について協議を進めている状況です。また、今年度、災害廃棄物処理計画の策定が予定されておりますので、災害時の車両台数も考慮し、話し合いを進めてまいります。

次に、**資料9**をご覧ください。事業系ごみ対策では、ガイドライン等の普及と展開検査による搬入規制を行いましたので、順に説明いたします。

最初に、ガイドライン等の普及についてです。本日、委員の皆様には「事業系廃棄物処理ガイドライン」を参考として配付しております。このガイドラインを平成27年度から本格実施するにあたり、事業者の皆様にご理解いただくため、平成26年度につきましては普及活動に力を入れてまいりました。

主な事業内容としては、平成26年3月に一般廃棄物許可業者を經由し、ガイドラインの冊子を事業者配布しました。その後、6月に市報やホームページ等により本格的な広報を行いました。ガイドラインの影響が特にあると考えられる月100キログラム以上のごみを排出する中規模事業者を中心に約3,000社へガイドラインの冊子を配布しました。また、市内の商工会議所と商工会からご協力いただきチラシを配布したほか、業界団体であります新潟市医師会や新潟市歯科医師会の会員の皆様にガイドラインの冊子を配布しました。さらに、7月から8月にかけて説明会を計11回開催したほか、大規模事業者には個別訪問によって直接説明を行いました。その後、再度徹底を図るために、12月に中規模事業者約3,000社を対象とし、事業所の担当者分を含めてガイドラインの冊子を配布しました。

次に、展開検査による搬入規制でございます。排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、展開検査による積極的な指導に取り組んでいます。平成26年度は、展開検査をおおむね週2回、年間で102回、468回の検査を行いました。主な搬入規制物としましては、可燃ごみに混入するリサイクルできる古紙と不燃物に混入する水銀、鉛等の含有廃棄物の混入率を減少させるため徹底的に検査をしたところです。その成果としまして、混入率は年々減少している状況です。

平成27年度からガイドラインを本格実施している事業系ごみの現状ですが、展開検査の実施により産業廃棄物や資源物の混入がないか確認していますが、混入についてはほとんどない状況です。特に、不燃ごみにつきましては搬入台数・搬入量ともに激減しており、ガイドラインによる成果が出ている状況です。今後も対策を徹底し、確実に成果を出していきたいと考えています。

次に、古紙の集団回収モデル事業についてです。本日、配付しました**参考資料**「コミ協による集団回収モデル事業と既存事業フロー」をご覧ください。古紙の回収は、集団回収と行政収集の2通りで対応しています。集団回収は、自治・町内会やPTA団体など地域の団体が主体となって古紙を回収し、古紙回収業者に引き渡す方法であり、市は活動に対し古紙1キログラムあたり6円を奨励金として支給しております。行政収集はごみカレンダーに従い、市民の皆さんからごみ集積場に出していただいた古紙を、市の委託業者が収集し古紙問屋に売却するものです。市は、古

紙1キログラムあたり3円の活動支援金を地域コミュニティ協議会に交付しています。

古紙の回収は集団回収が75%、行政収集が25%という割合です。集団回収が盛んな地区では、行政収集の日にはごみ集積場に古紙がほとんど出ないという状況で、一部非効率な状況になっています。

また、コミュニティ協議会からは古紙の行政収集に係る支援金を、集団資源回収と同じ単価である古紙1キログラムあたり6円にできないかという要望もありました。

これらの課題を解消するために、行政収集において、ある程度の古紙の回収が見込める地域では、コミュニティ協議会が集団回収をするというモデル事業を実施しました。モデル事業の内容ですが、ごみカレンダーと同じ日程でごみ集積場に排出された古紙をコミュニティ協議会が契約した古紙業者が回収し、回収量をコミュニティ協議会が市に報告することによって、集団資源回収と同じ古紙1キログラムあたり6円を支給する事業です。コミュニティ協議会が契約した業者がごみ集積場から古紙を回収することにより、市の委託による収集は中止するものです。

平成26年度は、行政収集の割合が多い秋葉区においてモデル事業を実施し、11のコミュニティ協議会全てで集団回収に移行することができました。これに伴い、平成27年度は秋葉区では、市の委託による古紙の収集はなくなりました。

ただし、行政収集での古紙の収集量がある程度集まり古紙問屋に売却することでないと、採算がとれないということがあります。このモデル事業ができる地域とできない地域があります。また、地域ごとに古紙回収の地域特性が異なりますので、考慮しながら事業を進めていきたいと考えています。

最後に、燃やすごみの指定袋、特に容量が20リットル以下の指定袋についてです。指定袋の厚さについては、昨年度に実施した市民還元事業に係るアンケートなどで、「指定袋が薄くなった・破れやすい」、「レジ袋などで二重にして排出している」などの指摘がありました。この点につきまして、清掃審議会からも同様の意見をいただきました。

こうした状況を把握するため、今年度のごみ組成調査の項目として、レジ袋など小袋が指定袋の中にどのくらい混入しているかの調査を実施しております。調査結果が8月末に出されることから、結果を踏まえた上で、指定袋の強度と二酸化炭素排出量の最小化をどのように図れるかを考慮して、他政令市や市町村の状況などを参考にし、指定袋の厚さについて検討を行っていきたいと考えております。

■廃棄物関連施策の進捗状況について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明についてご質問ありますでしょうか。飯島委員。
- 飯島委員：2点ほどお聞かせ願います。1点目は、**資料5**ごみ分別アプリの概要についてです。とてもいい取り組みだと思います。アプリについて、県内の市町村の取組状況についてお聞かせください。

2点目は、**資料8**2(3)②段ボールコンポストの普及で、10月からの販売を目指すと記載されていますが、段ボールの容量、販売価格、販売方法について、どのように考えているかをお聞かせください。

- 塚本廃棄物政策課長：まず、ごみ分別アプリについてです。県内でアプリを公開している市町村は現在のところありません。政令市では横浜市、札幌市や相模原市などが取り組んでいます。若者層を中心に多くの方がスマートフォンはお持ちになっているため、ごみカレンダーやごみ分別百科事典を確認しなくても、アプリひとつで確認できるため便利です。アプリをダウンロードしていただき、お住まいの地区を設定していただくと、燃やすごみやプラマーク容器包装の収集日を表示することができるため、分かりやすいものとなっています。

次に、段ボールコンポストについてです。**資料8**に写真がございます。容量は約10リットルです。できるだけ多くの方から使っていただきたいことから販売価格は500円程度で考えております。販売場所としては区役所区民生活課等を考えているところです。

- 松原会長：他にありますか。高橋まゆみ委員。

- 高橋まゆみ委員：2点、質問いたします。

まず、**資料4**（9）古布・古着の拠点回収費についてです。現在の拠点数が市内8ヶ所とありますが、回収量を増やすためには回収拠点数は多いほうが良いと考えます。今後、回収拠点を増やすなどの考えはあるでしょうか。現在、北区では区役所が古布・古着の回収拠点となっていますが、知っている人が少ない状況です。ごみ集積場では、特に春先になると、燃やすごみの指定袋の中にたくさんの古着が入っていることが見受けられます。できれば、地域のコミュニティ施設などを回収拠点として増やすことを考えていただき、そこで毎月ではなくて年に2～3回でも回収があれば回収量が増え、リサイクル率が高まるのではないかと考えます。

もう一点は、**参考資料**コミ協による集団回収モデル事業と既存事業フローについてです。コミ協による集団回収モデル事業は、コミ協が古紙回収業者と契約し、ごみ集積場に出された古紙類を業者が回収すること、そして回収量に応じ、市が奨励金として古紙1キログラムあたり6円を支払うという説明でした。コミ協と古紙回収業者で契約の際に、契約料は発生するのでしょうか。もし、契約料が発生するようであれば、コミ協が古紙1キログラムあたり6円の奨励金を受け取っても、活動費が少なくなります。契約関係についてお聞かせください。

- 松原会長：事務局、お願いします。

- 佐藤廃棄物対策課長：廃棄物対策課の所管となりますので、説明をさせていただきます。

まず、古布・古着の回収拠点についてです。古布・古着は汚れていたり、濡れていたりすると運搬途中でカビが発生してしまいます。適正に管理することができなければリユースできなくなってしまいます。よって、ごみ集積場からの回収は難しいというのが実態です。また、拠点回収の場合、管理が行き届かないと古布・古着以外の異物を出されてしまうおそれもありますので、ある程度は人の目が行き届く場所を回収拠点としたいと考えていますが、このような条件を満たした場所が見つけれないというのが実態です。現在は、主に清掃センター等の敷地内に保管庫を設置・管理しながら、回収拠点としているのが実態です。古布・古着は、世界的に中古市場が活発になっていますので、リユース（再利用）してもらえるように回収をしていきたいと考えています。なお、集団資源回収は古紙類だけが奨励金の対象と思われがちですが、古布・古着の回収も奨励金の対象になっています。地域で年2回、例えば、春と秋の衣替えの時期に地域の皆さんで古布・古着を回収することが考えられます。古紙回収業者は、古布・古着の回収も行っている業者が多いので、相談していただければと思います。市に登録されている集団資源回収団体には、古布・古着の回収についても1キログラムあたり6円の奨励金が交付されることをチラシな

どに記載させていただき、情報提供しています。回収拠点を増やすよりも、地域での集団資源回収で古布・古着が回収されるように支援していきたいと考えています。

次に、コミ協による集団回収モデル事業について、コミ協と古紙回収業者で契約する際に契約料が発生するかという点です。古紙回収業者は、ごみ集積場から集めた古紙を問屋に売却することによって、車の燃料代や人件費を賄っています。コミ協のエリアを回収する契約になりますので、契約料が発生するということはありません。ただし、実際に回収した古紙類の売却額が、車の燃料代や人件費など、かかった経費以上にならないと赤字となってしまいます。このようなことから、このエリアであれば事業として成り立つという業者の選択もありますので、モデル事業の実施にあたって考えていきたいと思っております。制約がある中でのモデル事業としてご理解いただければと思います。

- 松原会長：他にありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員：今の質問の関連ですが、古紙回収業者に古布・古着を出すとの説明でしたが、自治会・町内会で実施している集団回収ではなく、古紙の行政収集の際に出すということでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：古布・古着を出していただくのは集団資源回収の際になります。自治会・町内会と古紙回収業者で、おおむね月1回の頻度で古紙類を集団回収していると思います。古布・古着は毎月回収をしても1回あたりの量が少ないと思われるので、衣替え時期となる5月や10月に集中的に取り組んでいただければ、かなりの量が回収できると思います。古紙回収業者に古布・古着をあわせて回収してもらうことで対応できます。ただし、古紙回収業者の全てが古布・古着の取り扱いをしてはいませんので、お困りの場合は廃棄物対策課にご相談いただければ業者をご紹介します。
- 中澤委員：集団資源回収のときに古布・古着を出すということを自治会・町内会と回収業者とで交渉するということがよろしいですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：そのとおりです。
- 松原会長：他にありますでしょうか。山戸委員。
- 山戸委員：**資料6**マイボトルキャンペーンについてです。2015年も既に実施されていると思いますが、事業の効果や反応などについてお聞かせください。

また、マイボトルキャンペーンについてですが、小売業として食品を販売している立場となりますと、飲み物等をお客様自身が持ってきたボトルに入れることについて、保健所の指導という面も出てくるかと思えます。万が一、マイボトルの中に雑菌等が入っていた場合、基本的には販売者が責任を問われるような状況になってくると思えます。マイボトルキャンペーンの趣旨については理解し賛同できるものですが、衛生管理の心配からキャンペーン参画に際し二の足を踏むところではあります。衛生管理の面などについてご指導いただければと思いますし、ご意見ありましたら、よろしくお願ひします。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：昨年度のキャンペーン参加者からアンケートをいただいており、引き続き参加したいと答えた方が約84%でした。マイボトルキャンペーンは、昨年度までは通年ではなく期間を設けて行っておりました。よって、今年度事業の参考とはならないかもしれませんが、昨年度、マイボトルを持参する方の人数を一定期間一部の店舗で確認したところ、キャンペーン開始前は314人だったものが、キャンペーン開始後に493人になりました。

衛生管理についてですが、実際にキャンペーンへの参加について店舗に相談に行きますと、やはり衛生管理の面で懸念があるため参加いただけないという場合もございます。ただし、性善説ではないですが、ご自分で飲まれるものを入れる容器になりますので、自己管理していただくことでお願いしたいと申し上げることしかできません。ご指摘の面はございますが、マイボトルについては自己管理していただくことなど、理解を得ながら進めてまいりたいと考えています。

- 松原会長：他にありますでしょうか。伊井委員。
- 伊井委員：私もマイボトルの普及率を知りたかったところでしたので、今ほどの説明で分かりました。私は自転車で通っているときは、一度使ったペットボトルを洗って、もう一度使うなど有効利用しています。会合などに出席していますと、6割ぐらいの方はペットボトルを繰り返し利用されていたり、マイボトルを持参されていたりします。多くの方がそれぞれで取り組みをしている状況になっていますので、マイボトルキャンペーンはどれぐらいの効果があるのかと考えています。リデュース（ごみの発生抑制）というよりは、水分補給といった健康志向で飲料を持ち歩く方が多いと思います。リデュースとともに、健康面もあわせて啓発すればより効果があるのではないのでしょうか。物は捨ててしまえばごみになってしまいます。ペットボトルは4、5回使っても壊れませんので、有効利用できればと思います。取り組みについてお聞きかせください。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：委員ご発言のとおり、500ミリリットル程度のペットボトルに入った飲料が自動販売機では150円位で販売されています。2リットルのペットボトルに入った飲料ですと、500ミリリットルと同じぐらいの値段で販売されていますので、持ち歩ける容器に移し替えている方もいるかと思われます。ペットボトルを繰り返し利用する方、マイボトルを利用する方は、まずは経済的な効果を考えて行動している方が多いのではないかと思われます。それから、夏場ですと冷たさが必要になります。ペットボトルですと温度が上がってしまいますので、やはり耐熱の容器に入れていただいている方が多いのではないかと思います。ペットボトルのリデュースということが確かにあると思いますが、先ほど申しましたように、容器に口をつけると雑菌が増えてしまうということも聞いておりますので、容器は自己管理をお願いします。マイボトルは、できれば耐熱容器など温度管理しやすいものを持っていただくことで進めてまいります。マイボトルキャンペーンは、ごみの発生抑制のためペットボトルを買わない意識の定着として行っています。委員ご発言のようにペットボトルの容器を買わないというのも一つの考え方とおもっております。参考としてお聞きいたしました。
- 松原会長：他にありますでしょうか。柴田委員。
- 柴田委員：**資料8**（4）学校給食残さの飼料化・堆肥化についてです。学校給食残さの飼料化の回収量が平成25年度と比較して平成26年度が減っています。説明はありませんでしたが、学校から出てくる量が減っているのか、それとも業者が受け取らなくて減っているのでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：飼料化を行っている施設数は変わっていません。業者が引き取らないということではなく、単純に学校から排出される量が減っているということです。
- 松原会長：堆肥化量は増えていますが、飼料化との相関関係はあるのでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長：詳細までは把握できていません。
- 松原会長：他にありますでしょうか。八子委員。

- 八子委員：**参考資料** コミ協による集団回収モデル事業に関連したことですが、先ほどの説明では集団回収が75%、行政回収が25%とのことでしたが、年次的に行政回収は減っているのでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：新聞の発行部数が減っているなどの状況もあり、古紙回収量全体として、減少傾向になっています。
- 八子委員：私の家の前にごみ集積場があります。自治会には26班あり、ごみ集積場を拠点として集団回収をしています。古紙類を行政収集の際に出される方もいますが、その量はとても少ないため、収集車の燃料代が無駄であると思わざるを得ないです。私の住んでいる地域では、新聞は集団資源回収に出すよう呼びかけていますし、ごみ集積場にも収集日を掲示するなどしています。アパートにお住いの関係があるのかもしれませんが、集団資源回収の日まで待つことができず、古紙類を燃やすごみとして出してしまうことがあります。その他、まだまだ分別が徹底されていない状況が見受けられます。これからも、サイチョプレスでの呼びかけなどにより、分別の徹底について積極的に広報をしていただきたいと思いますと考えます。

佐藤廃棄物対策課長が、プラマーク容器包装を出す際は軽く洗ってくださいと言われます。以前、私が、大学生と連携してプラマーク容器包装の出し方について調査してはと提案したことがありました。実現できなかったため、それならば私自身で取り組んでみようと思い、すべてのごみ収集日とはいきませんが、飲食用・化粧品びんや飲食用缶の収集日に確認しています。確認していると、私は皆さんが分別を当然のように行っていると思っていましたが、実際には全く徹底されてなく、燃やすごみの中に資源物が混ざっている状況です。プラマーク容器包装の出し方や分別が徹底されていない情報を出すことは難しいでしょうか。

- 松原会長：事務局、何かありますでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：いろいろとご配慮いただき、感謝申し上げます。

まず、1点目の古紙類の収集についてです。集団資源回収が積極的に行われている地域では、行政収集の日にごみ集積場に古紙類はほとんど出ません。そうすると、回収業者も量を集めることができなため、市の委託で行うしかない状況です。ほとんど古紙類を積んでいない収集車が地域を回るといふ非効率はどうしても発生してしまいます。現在のモデル事業は、ある程度の古紙を集めることができる地域を限定しながら進めている状況です。このモデル事業を拡大していくためには、古紙回収量と売却金額で業者の採算がとれない地域をどのようにしていくかという課題があります。例えば、アパートにお住まいの方など、自治会に参加していない方についてどのように対応するかといった点については、時間をいただき検討していきたいと考えています。

2点目の資源物が分別されず、ごみとして出されていることについての対応ですが、市としては、地域の皆様と一緒に考えていかなければならない課題だと思います。現在もごみの排出方法が悪い場合は違反シールを張り、注意を促しています。この違反シールの強化も方法の一つだと思います。今後、どういう方法で進めるかは、検討していきたいと思います。

- 八子委員：プラマーク容器包装で私が気になるのは、透明や半透明の袋ではなく、色が付いている袋についてです。皆さんは、プラマーク容器包装をごみ集積場に出す際は、無色透明・半透明でなければ出せないことを理解していますので、色付きの袋はごみとして出しています。しかし、その数や量はとても多くもったいない、他に利用できないのかと思います。ペットボトルを入れる容器のところにわかりやすいようにしておくと、きちんと回収していただけます。企業・店舗

の方にデザインや模様で差別化するなどの工夫をしてもらいたいと思います。

- 松原会長：他にありますか。飯島委員。
- 飯島委員：参考として申し上げます。批判される方もいると思いますが、私の住んでいる町内では、ごみ袋に全て名前を記入してから出しています。違反ごみが出た場合は、ごみ当番の方が、違反ごみを出された方の自宅まで持っていきます。正確には分かりませんが、記名を始めてからかなりの年数がたちます。燃やすごみ、飲食用缶など袋には全て名前を書いて、ごみ集積場に出しています。私の住んでいる町内ではこのように取り組んでいることから、違反ごみは全くというほどありません。アパートに住んでいる方もおられますが、まず違反ごみはありません。逆に、ごみ推進員の方がごみの分別を間違っていたということがあり得る場面もあります。この方法が良いか悪いかは別問題です。参考に申し上げました。
- 松原会長：飯島委員の発言された取り組みを行っている地域はどちらになりますか。
- 飯島委員：中央区の一部の地域です。
- 松原会長：他にありますか。八子委員。
- 八子委員：大変いい話を聞きました。袋に記名するという方法は、黒埼地区の一部でも取り組んでいると聞いたことがあります。以前にお話ししたと思いますが、ごみの出し方のノウハウについて、何らかの機会に広報していただければと思います。違う町内の情報があれば参考になります。今後の取り組みについてはいかがでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：飯島委員の発言にありました、ごみ袋に名前を書くということについてですが、プライバシーに関する問題が大きいと思います。特に、ごみはプライバシーの塊のようなものです。誰が出したかが分かれば、その袋を開けることによってどのような生活をしているか分かってしまいます。違反ごみとして出されている袋を強制的に開けることについて、京都市で検討を始めているようですが、プライバシーに関することがありますので、いろいろと討議されているようです。プライバシーを守ることを前提条件として考えた場合、袋に名前を書くことについて、市としては消極的に考えています。ただし、同じ人が繰り返し違反している場合は、町内の皆さんではなく、市職員が注意をするといった対応をさせていただいております。プライバシーに最大限の配慮をしつつ対応していきたいと思います。
- 松原会長：他にありますか。星島委員。
- 星島委員：**参考資料** コミ協による集団回収モデル事業に関連しての確認ですが、集団回収の古紙回収業者と行政収集の収集委託業者は同じでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：リサイクルできる古紙類を見極めなければならないことから、できるだけ集団回収と行政回収の業者を合わせようとしていますが、すべてが同一の業者ではありません。
- 星島委員：ごみ集積場に古紙類を出す際、大量であったため何度か分けて持って行ったのに、何分もたたないうちになくなっていることがありました。行政収集の回収業者なのか、集団回収の回収業者なのかを区別することができません。恐らくですが、私の見た古紙回収業者というのは、悪く言えば奨励金をもらうために回収していたのではないかと思います。行政として確認されているのでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：今ほどお話しいただいたのは、集団回収の際に古紙類をごみ集積場で集めていて、曜日を間違えて出したら業者が回収していたという理解でよろしいでしょうか。
- 星島委員：集めているのが古紙の回収業者なのかどうか分かりません。一般の人はなかなか分

からないものです。収集委託業者の回収は7時など時間的に早いものでしょうか。

- 佐藤廃棄物対策課長：回収は8時からです。
- 星島委員：今ほどの説明ですと、7時頃に回収するのは市の委託業者ではないわけですので、どこの古紙回収業者が回収しているのかということになります。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：市の委託業者は、必ず「新潟市委託」の看板を掲げていますので、看板の有無で確認できます。集団回収の回収業者については、自治会・町内会で契約をしていますので、どの業者に依頼しているかは自治会長・町内会長に聞いていただくことで確認できます。
- 星島委員：今回、私が目の当たりにしたのは違法行為ということでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：行政収集の際、ごみ集積場に出された古紙を持っていくという行為であれば持ち去りになりますので、条例違反となります。指導・注意・警告・命令でやめさせるような対応を行います。また、市職員がほぼ毎朝ごみ集積場の巡視を行っています。

■災害廃棄物処理計画の策定について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題（4）災害廃棄物処理計画の策定について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：**資料10**をご覧ください。

まず、1番目、策定の背景でございます。国の災害廃棄物対策指針が平成26年3月に改定されたことを踏まえ、災害時における迅速な廃棄物対策を実行できるよう、市の状況を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定するものでございます。

東日本大震災をはじめとした地震災害、異常気象による豪雨災害等が近年多発しており、災害によって発生した廃棄物の処理が大きな課題となっております。県内では、新潟県北部地震、それから新潟県中越地震、新潟県中越沖地震などの大きな地震が発生しており、地理的にも活断層等が多数存在しております。

市では、平成26年度、防災課におきまして防災基礎調査が行われ、最新の知見に基づいた地震被害想定を行っております。国土強靱化計画を踏まえた災害に強いまちづくりを進めているところでございますので、今年度、災害時における迅速な廃棄物対策を進めるために計画を策定したいと考えております。

図1は、災害廃棄物処理計画に関する各種法令、計画の位置づけを整理したものでございます。国において災害対策基本法、防災基本計画、環境省防災業務計画がございまして、災害廃棄物処理対策指針では、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、必要となる基本的事項を取りまとめたものでございます。都道府県や市町村は、この指針に基づきそれぞれの都道府県地域防災計画や市町村防災計画との整合性をとりながら、廃棄物処理計画の策定を行うものです。今回は、赤丸で囲んでいます「市町村災害廃棄物処理計画」の策定を行うものです。

続きまして、2 災害廃棄物処理計画の目的でございます。先ほども説明しましたように、あらかじめ必要な想定を行って課題等を整理することにより、迅速で適切な災害応急対策及び復旧・復興対策を実施することを目的としています。市の状況、国の指針に則り、具体的で実効性

のある計画を目指しております。

また、他自治体や民間事業者との協力の構築も考慮する必要があります。図2、災害廃棄物処理計画のイメージがございます。がれき等の発生量の推計や収集運搬体制の確保などについて検討しながら、計画の素案等について、審議会の皆様からご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

図3は、災害廃棄物処理のフローです。災害廃棄物が発生した場合の処理工程を図式化したもので、被災現場から仮置き場までの運搬、仮置き場では粗選別、破碎選別を行い、最終的に処理処分をする流れとなっています。また、処理処分の場合でも、可能な限りリサイクル・資源化を行うことを考慮いたします。地震、津波により発生する災害廃棄物は、木くず、コンクリート殻、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、腐敗性廃棄物、有害廃棄物など多種多様です。また、避難者や被災者の生活に伴い発生する災害廃棄物（避難所ごみ・し尿）などの処理も重要です。災害廃棄物処理計画では、これらの処理方法を具体的に検討、計画するものです。

続きまして、3 当市における災害廃棄物処理計画の内容です。

(1) 基本的事項では、当市の計画の趣旨、対象とする災害、組織・配備体制、情報伝達、支援協力体制、災害対応の基本的事項を取りまとめます。

(2) 災害廃棄物対策では、当市が被災地となることを想定いたしまして、当市に定められた災害廃棄物処理に関わるそれぞれの担当において、必要なものを取りまとめます。

4 災害廃棄物策定スケジュールでございます。平成27年9月下旬に素案の完成を予定しています。平成28年1月中旬に最終版の完成を目指しており、計画の内容について当審議会よりご意見をいただく予定です。

なお、災害廃棄物処理計画を策定した後も、計画の内容を確認するとともに、継続的な見直しが行われておりますので、より具体的で実効性のある計画とするよう努めてまいります。

■災害廃棄物処理計画の策定について

質疑・応答

- 松原会長：どうもありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

<なし>

- 松原会長：以上をもちまして、本日の議題については終了いたします。

皆様ご承知のとおり、現在の委員の任期が9月30日で終了となります。委員の再任につきましては、別途、事務局からご連絡するということですので、よろしく願いいたします。

これまでご多用のところ、当審議会の審議にご参画いただき、さまざまな貴重なご意見をいただき、市のごみ処理行政に貢献していただきました。改めてお礼を申し上げます。

4. 連絡事項等

○ 松原会長：事務局より連絡事項をお願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長：事務局よりご連絡させていただきます。

先ほども会長からお話でしたが、現委員の任期が9月30日で終了となります。別途、事務局からご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、照会票についてです。これまでの審議会同様、資料の最後に添付させていただきました。本日の審議会で質問できなかったこと、あるいは後でお気づきになった点がございましたら、必要事項をご記入いただきまして、事務局まで送付してください。

次回の審議会については、10月中旬を予定してございます。次回の審議会につきましては、事務局より委員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 松原会長：ご質問ありますでしょうか。

<なし>

○ 松原会長：これもちまして本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。